

海老名市地域密着型サービス事業者公募要領

令和6年4月

海老名市介護保険課

【 目 次 】

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービスの内容	1
3	応募要件等	1
4	整備条件	2
5	応募手続等	2
6	事業者の選定方法等	5
7	応募に際しての留意事項	6
8	施設整備費の補助について	7

1 公募の趣旨

海老名市では、海老名市第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づく地域密着型サービスの整備にあたり、サービスの質、透明性及び公平性を確保する観点から、質の高い福祉サービスを継続的に提供する事業者を公募により選定するものです。

2 公募する地域密着型サービスの内容

高齢者施設の種類	日常生活圏域	整備数	定員	開設完了年度
看護小規模 多機能型居宅介護	市内全域	1施設	(宿泊定員) 9人 (登録定員) 29人	令和6年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		1施設	12人	

3 応募要件等

- (1) 整備主体は、介護保険事業または医療・福祉事業の運営の実績・経験のある法人格を持つ団体であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号（地域密着型サービス事業指定に係る欠格事項）及び同法第115条の1第2項各号（地域密着型介護予防サービス事業指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (3) その他、介護保険法の規定に基づく指定基準を全て満たすこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 事業計画地については、神奈川県及び海老名市の土地利用方針等に即したものであること。

また、市街化区域での計画が望ましいが、市街化調整区域で計画する場合、特に、事前に関係部署と十分な調整を行い、確実に建築可能なこと。

- (6) 事業計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、農地法（昭和27年法律第229号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令、関係条例、海老名市住みよいまちづくり条例等を遵守したものであること。

なお、内容及び手続き等については、必ず事前に各関係部署に相談し、確認すること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生または再生手続きをしていない者であること。
- (8) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金等を有し、長期的に安定した運営ができること。
- (9) 事業所の土地・建物は、事業者が所有または賃借するものであること。賃借の場合は、事業の継続性（利用者への援助の継続性）を十分確保するため、原則として事業開始後10年以上の賃借契約期間であること。

なお、賃借の場合、応募の段階では賃貸できることが確認できればよいものとし、また、購入等により取得する場合、応募の段階では取得できることが確認できればよいものとする。この場合、応募書類には、条件付契約書等（選定されなかった場合は、契約が無効である等を明記した契約書等）の添付が望まれますが、確認できる書面があればよいものとする。

- (10) 今回応募するサービス同士の併設設備や、今回応募するサービスを既存施設等と併設することを可能とする。ただし、今回公募するサービス同士を併設する場合は、サービス毎に必要な書類を提出すること。
- (11) その他、関係省令の内容を十分に理解・確認し、申請すること。

4 整備条件

(1) 地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等

厚生労働省で定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」を満たしていることのほか、海老名市で定める「海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日条例第13号）」及び「海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第16号）」、「海老名市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日条例第14号）」、「海老名市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第17号）」による基準を満たしていること。

なお、防火防災対策及びこれに係る設備設置については、海老名市消防本部と協議し、その指示に従ってください。

(2) 近隣住民への説明

地域密着型サービス事業は、地域住民等との連携や協力を行うなど、地域との交流を図っていく必要があります。地域住民に事業の内容をよく理解していただくため、事業所の事業内容や運営方針等について、近隣住民の方々に十分説明を行い、理解を得るよう努めてください。

5 応募手続等

(1) 募集期間

募集期間	選定期間	選定結果発表
4月1日～5月2日	5月～7月	7月末

(2) 提出先及び提出方法

提出先：〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1
海老名市保健福祉部介護保険課事業者支援係（本庁舎1階）
電話 046-235-8232（直通）

提出時間：開庁日（土曜日を除く）の午前8時30分～午後5時

提出方法：上記へ直接持参してください。 郵便・メール等での受付はいたしません。

*事前に電話にて、来庁日を予約していただくようお願いします。

*応募状況、審査の進捗状況についてはお答えできません。

(3) 提出書類一覧

① 公募申込に関する書類

	提出書類	留意事項	様式
1	公募申請に係る 提出書類一覧		別紙1
2	公募申請書	所定の様式	様式1
3	地域密着型サービス 事業計画概要書	所定の様式	様式2
4	法人の沿革	所定の様式	様式3
5	代表者・管理者 (施設長)の経歴書	所定の様式	様式4
6	役員名簿	所定の様式	様式5
7	従事職員関係概要書	所定の様式	様式6
8	事業計画提案書	所定の様式	様式7
9	資金計画書	開設当初の 運営資金を含む *補助金を見込まない でください。	様式8
10	借入金返済計画書	所定の様式	様式9
11	誓約書	所定の様式	様式10
12	建物計画図	平面図 (室別面積が記載して あるもの)、 立面図、配置図等	
13	事業所開設 予定地の地図等	周辺の状況が わかるもの	

14	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	①土地・建物登記簿謄本の写し ②借地・借家契約書の写し又は、借地・借家に関する合意書の写し	
15	昭和46年1月1日現在の現況地目を確認できる書類	市街化調整区域に整備する場合、必要	

② 法人の概要等に関する書類

	提出書類	留意事項	様式
1	法人の定款	最新のもの	写し
2	法人の登記事項証明書	応募提出日前3ヶ月以内に発行されたもの	写し
3	給与規程	最新のもの	写し
4	就業規則	最新のもの	写し
5	収支予算書	直近1年分	自由様式
6	決算報告書	直近2年間の申告書及び決算書	自由様式
7	市税の納税証明書 (法人市民税・固定資産税)	前年度分 (コピー可)	
8	国税の納税証明書 「その3の3」 (法人税・消費税及び地方消費税)	直近決算の納期の到来したもの (コピー可)	
9	過去の指導監査結果	過去5年間に指導監査された場合のみ提出してください	監査結果の写し

③ 提出部数

正本1部、副本10部(コピー可) 計11部

*提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

④ 提出書類の体裁

- パンフレット等を除き、書類は原則全てA4版で作成してください。
(両面印刷は不可とします。全て片面で印刷してください。)
- 提出書類は、公募申込に関する書類、法人の概要等に関する書類に分けてフラットファイル等に左穴あけ綴じとしてください。
- 書類名、項目ごとにインデックスを付してください。
- 全体に目次とページをつけてください。

(4) 質疑・回答その他

この公募に関する質問は、順次受け付け、回答します。なお、受け付けた質問のうち、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、市ホームページで回答を公開します。

① 質問受付期間

質問受付期間
令和6年4月1日（月）9時から4月19日（金）17時まで

② 受付方法

質問票（別紙2）に簡潔に記入のうえ、メールにて提出してください。

メール：kaigo@city.ebina.kanagawa.jp

6 事業者の選定方法等

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、選定委員会による審査（書類審査、ヒアリング及びプレゼンテーション）を経て、市長が決定します。

(2) 審査方法

選定委員会による書類審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等を実施し、事業に対する考え方や計画内容について総合的に判断します。

なお、選定委員会の開催は、令和6年7月中を予定しています。

(3) 審査基準

次に掲げる審査基準に照らし、総合的に審査を行います。

① 運営理念及び基本方針について

ア 明確な法人の目標や価値観があるか。

イ サービスの質を向上させる意欲があり、そのための方策が考慮されているか。

ウ 個人の尊厳に対する考え方が経営理念に盛り込まれているか。

エ 身体拘束、プライバシーに対する考え方が適切であるか。

オ 自立支援のための具体的な手法が考慮されているか。

② 事業運営について

ア 経営基盤が安定しているか。

イ 資金計画に無理がないか。

③ 衛生管理・苦情処理・事故防止体制等について

ア 衛生管理や感染症対策（食中毒対策等）に対する知識が適当であるか。

イ 苦情処理に対する考え方が妥当であるか。

ウ 防犯や防災の考え方が妥当であるか。

エ 事故防止や虐待防止に対しての考え方が適正であるか。

④ 従事職員関係について

ア 職員の配置及び確保に向けた計画が妥当であるか。

イ 職員の資質向上に向けた取組姿勢はどうであるか。

- ⑤ 地域等との連携について
 - ア 開設にあたっての地域住民の意向を把握しているか。
 - イ 地域に開かれた施設であるか、また地域との連携を考えているか。
 - ウ 運営推進会議の運営に対する考え方はどうであるか。
- ⑥ 施設の整備について
 - ア 事業所の立地条件は妥当であるか。
 - イ 事業用地の確保の見込みはたっているか。
 - ウ 建物の構造、間取り、居住性が適切であるか。
- ⑦ その他
 - 海老名市内等の区域において福祉分野の貢献を行っているか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての応募事業者へ文書で通知します。

(5) 決定事業者の公表

応募の状況、決定した事業者の名称及びその提案内容の概要については公表します。原則として、決定事業者以外の応募申込者名、応募内容等は公表しません。

(6) 事業者の指定申請

選定された事業者は、令和6年度において事業開始（開設）の準備が整った時点で、指定申請書を提出してください。指定申請書の審査及び現地調査等を行い、指定します。なお、応募された提案内容より劣る内容での指定申請は、受け付けませんのでご了承ください。

7 応募に際しての留意事項

- (1) 審査の結果、どの応募者も選定されないことや、選定されても事業所指定の要件に該当しない場合などは、指定されないことがあります。
また、選定されたことをもって、直ちに、工事着工ができることを保証するものではありません。この場合において、市はいかなる責任も一切負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 選定は、サービス毎に審査します。従って、併設で申請されても一方のサービスが選定されない場合があります。
- (3) 応募書類の提出後、重要事項（開設場所、事業所種別、施設整備等）の変更は、原則として認めません。なお、やむを得ない事情により重要事項を変更する場合は、速やかに連絡し、指示を受けてください。連絡なく変更がなされた場合は、当該申請を不適とします。また、重要事項に該当しない変更についても、随時連絡してください。
- (4) 応募の受付後に辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、辞退届を提出してください。（任意様式）
また、事業者として選定された後に辞退することは、本市事業計画全体に多大な支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

- (5) 市が必要と認める場合には、追加資料を求めることがあります。
- (6) 応募資料作成等に係る費用は、応募事業者の負担になります。
- (7) 応募資料については、審査・選考後においても返却しません。
- (8) 理由の如何を問わず、応募受付期間を経過した後の応募書類の受付は行いません。
- (9) 応募に際して不正行為等を行った場合、または応募書類に虚偽の記載があった場合は失格となります。

8 施設整備費の補助について

海老名市介護施設等整備事業費補助要綱に基づき、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金を活用し、予算の範囲内で交付するものです。市と県との協議結果等により、市が令和6年度に当該補助金を予算化できなかった場合は、事業者への交付はありませんので、資金計画等については、十分にご留意ください。

また、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）第3（1）基金事業の対象③介護施設等の整備に関する事業（別記1-1、1-2）についても十分にご確認ください。

なお、補助金の交付を受けて行う事業所の整備は、市の交付決定後の着工となりますので、スケジュールも含め、市と十分協議してください。

補助金の事業者として採択された場合は、別途、補助金交付申請等の手続きが必要となります。

（1）補助金の内容・条件等

① 補助対象経費

対象経費は、工事費及び備品購入費等です。

補助金交付対象は「運営事業者」です。ただし、土地所有者（オーナー）が「運営事業者」に有償で貸し付ける目的で整備する事業は対象となります。土地の買収または整地等個人の資産を形成する事業、職員の宿舍、車庫または倉庫の建設に係る事業については、補助の対象とはなりません。

② 補助金額（令和6年3月31日現在）

【施設整備（工事費）】

施設種別	単価	単位
看護小規模多機能型居宅介護	36,600千円	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,470千円	施設数
認知症対応型共同生活介護	36,600千円	施設数

【開設準備経費（備品購入費、需用費等）】

施設種別	単価	単位
看護小規模多機能型居宅介護	914千円	宿泊定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,300千円	施設数
認知症対応型共同生活介護	914千円	定員数

③ 交付金（補助金）交付の条件

補助事業者が、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど、市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければなりません。具体的な取り扱いにつきましては、海老名市ホームページから、海老名市契約規則等をご確認ください。

「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」により、「原価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた年数を経過するまで、財産処分の制限があります。当該補助金は、民間補助金と併せて申請することはできません。

※地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用しての補助金については、補助内容、補助金額及び手続き等が変更される場合もありますので、ご注意ください。